

砺波市地域防災計画改定の概要

1 災害対策基本法の改正に伴う改定

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定（一般災害編、地震災害編）

東日本大震災では、切迫した災害の危険から逃れるための避難場所と、避難生活を送るための避難所が区別されておらず、被害拡大の一因ともなったことから、異常な現象ごとに、当該災害の危険から緊急に逃れるための「指定緊急避難場所」と、一定期間滞在し避難者の生活環境を確保するための「指定避難所」・「その他避難所」を区分する。

- ・既存の屋外一時避難場所を「指定緊急避難場所」とする。（災害対策基本法第49条の4）
- ・既存の一時収容避難施設及び主要収容避難施設（公共施設及び地区公民館）を「指定避難所」とし、その他の避難所は「その他避難所」とする。（災害対策基本法第49条の7）

(2) 災害時における車両等の移動等（一般災害編、地震災害編）

大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化を図る。

- ・道路管理者による放置車両の運転者等への移動措置命令及び強制撤去を追加する（災害対策基本法第76条）

2 河川の基準水位の見直しに伴う改定（一般災害編）

洪水に係る避難勧告及び指示等の基準の見直し（一般災害編）

国の管理河川及び県が管理する水位周知河川において、これまで運用されてきた「避難判断水位」及び「氾濫危険水位」の基準が見直されことに伴い、水位流量の位置づけを変更する。

		【水位流量の位置付けの変更】	
危険度レベル	水位	従来	改定
5		【氾濫危険水位】 ・洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の恐れがある水位 ※水位設定の考え方 【堤防整備済の堤防河川】 計画高水位(HWL) 【堤防整備途上の堤防河川】 堤防高さー余裕高(洪水時の風浪、うねり等を考慮した高さ) 【堤防がない堰込河川】 背後の地盤高	【氾濫危険水位】 ※水位周知河川の場合の特別警戒水位 ・洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の恐れがある水位 ・市町村長の避難勧告等の発令判断の目安 ・住民の避難判断の参考になる水位 ※水位設定の考え方 HWL若しくは、リードタイムから設定される水位のいずれか低い水位
4 (危険)	氾濫危険水位		
3 (警戒)	避難判断水位	【避難判断水位】 ※水位周知河川の場合の特別警戒水位 ・市町村長の避難勧告等の発令判断の目安 ・住民の避難判断の参考になる水位	【避難判断水位】 ・市町村長の避難準備情報発表の目安となる水位
2 (注意)	氾濫注意水位 (警戒水位)	【氾濫注意水位】 ・市町村長の避難準備情報発表の目安となる水位 ・水防団の出動の目安	【氾濫注意水位】 ・水防団の出動の目安
1	水防団待機水位	【水防団待機水位】 ・水防団が出動のために待機する水位	

一級河川庄川における避難勧告発令基準

体制	改定前 発令基準	改定後 発令基準	内容	指示事項
警戒	<p>1 小牧流量観測所において流量が 600 m³/s を超えたとき。</p> <p>2 大門水位観測所において、水防団待機水位を(5m)を超えたとき。</p>	<p>1 小牧流量観測所において流量が、1,000 m³/s (氾濫注意流量) を超え、さらに増加するおそれがあるとき。 (削除)</p>	<p>1 市長は、第2非常配備を行い、関係機関との連絡及び情報収集を継続する。</p> <p>2 堤防の状況について水位を随時確認する。</p>	水防団出動 (1,000 m ³ /s)
避難準備情報	<p>1 小牧流量観測所において流量が 1,000 m³/s を超えさらに増加するおそれがあるとき。</p> <p>2 大門水位観測所において、はん濫注意水位 (5.5m) を超えさらに増加するおそれがあるとき。</p> <p>3 庄川に水防警報が発令されたとき。</p>	<p>1 小牧流量観測所において流量が、3,400 m³/s (避難判断流量) を超え、さらに増加するおそれがあるとき。 (削除)</p> <p>2 庄川に水防警報が発令されたとき。</p>	<p>1 市長は、第3非常配備を行い、放水量とともに護岸の状況等の動向を把握する。</p> <p>2 市長は、水位上昇時間を考慮し、工作物を河川境界外へ撤去の用意をする。 ただし、別に洪水対策規定がある工作物については別基準に基づき、撤去するものとする。</p> <p>3 市長は、避難勧告等について検討協議する。</p>	「避難準備情報」 要避難区域に対し、「避難準備情報」を発令する。 (要配慮者は、避難を開始する。) 避難所開設
避難勧告・避難指示	<p>1 庄川に水防警報が継続し小牧流量観測所において流量が、3,000 m³/s を超えたとき。</p> <p>2 大門観測所において避難判断水位 (6.6m) を超えたとき。</p> <p>3 河川管理施設の異常 (漏水等破堤につながるおそれのある被災等) を確認したとき。</p>	<p>1 庄川に水防警報が継続し小牧流量観測所において流量が、4,000 m³/s 氾濫危険流量 を超えたとき。 (削除)</p> <p>2 河川管理施設の異常 (漏水等破堤につながるおそれのある被災等) を確認したとき。</p>	<p>1 市長は、災害警戒本部又は災害対策本部を設置し、必要に応じて関係機関に応援を要請する。</p> <p>2 市長は、工作物を河川境界の外へ撤去し、作業完了を国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所へ報告する。</p>	「避難勧告」 要避難区域に対し避難勧告を行う。 「避難指示」 要避難区域に対して、避難指示を行う。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民へ避難広報の実施。 新たに氾濫が及ぶ区域の避難所開設
解除	<p>水防活動を必要とする出水状況が解消し、当該基準水位観測所による一連の水防警報を解除するとき。</p>	<p>水防活動を必要とする出水状況が解消し、当該基準水位観測所による一連の水防警報を解除するとき。</p>	<p>1 水位が氾濫危険水位以下に降下したとき。</p> <p>2 水防活動を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。</p>	

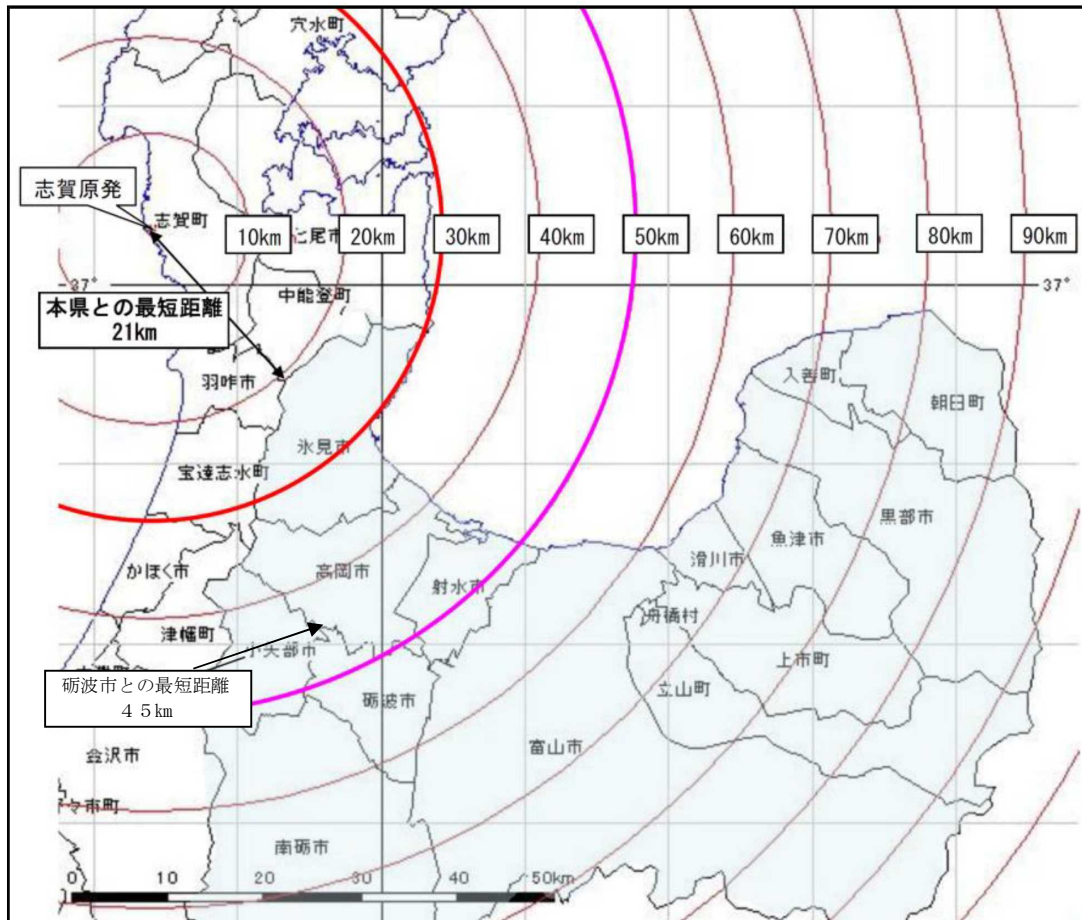
3 土砂災害防止法の一部改正に伴う改正 (一般災害編)

平成26年8月豪雨により広島市北部で発生した土砂災害等を踏まえ、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害警戒区域の指定があった場合、次の事項を市地域防災計画に明記する。(第7条第1項)

- ・土砂災害警戒情報を活用した避難勧告等の発令基準、対象区域に関する事項
- ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に関する事項
- ・土砂災害及び予警報に関する情報の収集及び伝達方法に関する事項
- ・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ・避難所の開設、運用に関する事項
- ・要配慮者への支援に関する事項 (要配慮者利用施設の名称及び所在地、要配慮者施設への情報伝達方法等を含む)
- ・防災意識の向上 (防災訓練等を含む) に関する事項

4 原子力災害対策指針の改正に伴う改正（原子力災害編）

本市は、志賀原子力発電所から最短で約45kmでありUPZ(30km圏)外に位置することから、原子力災害対策指針によるUPZ外の防護措置の考え方を踏まえ、国の原子力災害対策本部から指示を受けた県の指示に基づき、住民への情報伝達など適切な措置を講ずる。



(ア) 原子力災害対策重点区域

- ・原子力災害対策重点区域は、PAZ（5 km圏）とUPZの2つとする。

(イ) UPZ外における屋内退避

- ・UPZ外の屋内退避については、専門的知見を有する原子力規制委員会が、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえて判断し、国の原子力災害対策本部から県へ指示するとされており、市は県からの指示を受け、地域住民に屋内退避するよう伝達する。

(ウ) 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

- ・安定ヨウ素剤の服用は、効率的に実施可能な防護措置とは言えないため、UPZ外では、安定ヨウ素剤の備蓄は不要とした。ただし、想定外の大規模な事故が発生したときやブルームが高濃度で堆積したとき等は、原子力規制委員会の判断で、避難や一時移転の指示や、安定ヨウ素剤の配布・服用の指示が出されることがある。